

標準旅行業約款（募集型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 則

- （適用範囲）
- 第1条 当社は旅行者と間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- （用語の定義）
- 第2条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 3 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 4 この約款で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は債権を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容とする募集型企画旅行契約をいいます。
- 5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- （旅行契約の内容）
- 第3条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 第4条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代任させることがあります。

第2章 契約の締結

- （契約の申込み）
- 第5条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下本条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。
- 3 第1項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- 4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- 5 前項の申し出に基づき、当社が旅行者のために該しに特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。
- （電話等による予約）
- 第6条 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等を通知しなければなりません。
- 2 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- 3 旅行者が第1項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- （契約締結の拒否）
- 第7条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
- (2) 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
- (3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (4) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (5) 旅行者が、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総合屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (6) 旅行者が、当社に対して暴力団員等要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (8) その他当社の業務上の都合があるとき。

- （契約の成立時期）
- 第8条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。
- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。
- （契約書面の交付）
- 第9条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び旅行者の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。
- 2 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前条の契約書面に記載することによります。
- （前条第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日まで、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。）
- 3 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 4 第1項の確定書面を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。
- （情報通信の技術を利用する方法）
- 第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記録事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用に係る通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。
- （旅行代金）
- 第12条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。
- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第3章 契約の変更

- （契約内容の変更）
- 第13条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の旅行者の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ通知し当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
- （旅行代金の額の変更）
- 第14条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金の額（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経路経費の変動等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した条件において有利なものと公表されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合には、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。
- 2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
- 3 当社は、第一項の定める適用運賃・料金の増額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払ひ、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じた場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- 5 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金と異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。
- （旅行者の交替）
- 第15条 当社に募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。
- 2 旅行者は、前項に定める旅行者の承諾をしようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
- 3 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。
- （旅行者の解除権）
- 第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合においては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。
- 2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。
- (1) 当社によって契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が別表第2上欄（左欄）に掲げるものその他の重要なものであることに限ります。
- (2) 第14条第1項の規定に基づき旅行代金が増額されたとき。
- (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
- (4) 当社が旅行者に対し、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- (5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が

第4章 契約の解除

- （当社の責任）
- 第17条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づき手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内は当社に対して通知があったことに限ります。
- 2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に旅行者に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- （特別補償）
- 第18条 当社は、前条第1項の規定に基づく当社の責任が生ずるかどうかを問わず、別紙特別補償規定で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- 2 前項の損害について当社が前条第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- 3 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第1項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ軽減するものとします。
- 4 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象とし、別途の旅行代金を収めて当社が実施する募集型企画旅行に参加して、主たる募集型企画旅行契約の範囲の一部として取り扱います。
- （旅程保証）
- 第19条 当社は、別表第2上欄（左欄）に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金と同表下欄（右欄）に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- (1) 次に掲げる事由による変更
- イ 天災地変
- ロ 戦乱
- ハ 暴動
- ニ 官公署の命令
- ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止
- ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ト 旅行参加者の生命又は身体を安全確保のために必要な措置
- (2) 第18条から第19条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- 2 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき旅行

- 不可能となったとき。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
- 4 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
- （当社の解除権等一般解除権の解除）
- 第17条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。
- (1) 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に附えられないと認められるとき。
- (3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (5) 旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
- (6) スキーを目的とする旅行における必要な降雪量の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれがあるとき。
- (7) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
- (8) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (9) 旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 当社は、第12条第1項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
- 3 当社は、第1項第5号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日（日曜日旅行については、3日）に当たる日より前に、海外旅行にあっては23日（別表第1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。
- （当社の解除権一般旅行開始後の解除）
- 第18条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。
- (1) 旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に附えられないとき。
- (2) 旅行者が旅行の安全かつ円滑に実施するための乗客員その他の者にその当社の指示への遵守、これらの者や安全かつ円滑に実施するための旅行者に対する旅行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行者の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (3) 旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

- 2 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- 3 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
- （旅行代金の払戻し）
- 第19条 当社は、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前3条の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、旅行者に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。
- 2 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前3条の規定により通信契約が解除された場合において、旅行者に対して払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。
- 3 前2項の規定は第27条又は第30条第1項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- （契約解除後の帰路手配）
- 第20条 当社は、第18条第1項第1号又は第4号の規定により旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に異なるために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
- 2 前項の場合において、出発地に異なるための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

第5章 団体・グループ契約

- （団体・グループ契約）
- 第21条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。
- （契約責任者）
- 第22条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者の間でを行います。
- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名称を当社に提出しなければなりません。
- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来生じることが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4 当社は、契約責任者がグループに対して負い場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第6章 旅程管理

- （旅程管理）
- 第23条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対して次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (1) 旅行者が旅行手配旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確保し受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この場合、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の範囲にないものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同等のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- （当社の指示）
- 第24条 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。
- （添乗員等の業務）
- 第25条 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第23条各号に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- 2 前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間等は、原則として8時から20時までとします。
- （乗客措置）
- 第26条 当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

第7章 責任

- （当社の責任）
- 第27条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づき手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内は当社に対して通知があったことに限ります。
- 2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に旅行者に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- （特別補償）
- 第28条 当社は、前条第1項の規定に基づく当社の責任が生ずるかどうかを問わず、別紙特別補償規定で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- 2 前項の損害について当社が前条第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- 3 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第1項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ軽減するものとします。
- 4 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象とし、別途の旅行代金を収めて当社が実施する募集型企画旅行に参加して、主たる募集型企画旅行契約の範囲の一部として取り扱います。
- （旅程保証）
- 第29条 当社は、別表第2上欄（左欄）に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金と同表下欄（右欄）に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- (1) 次に掲げる事由による変更
- イ 天災地変
- ロ 戦乱
- ハ 暴動
- ニ 官公署の命令
- ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止
- ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ト 旅行参加者の生命又は身体を安全確保のために必要な措置
- (2) 第18条から第19条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- 2 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき旅行

- 代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- 3 当社が第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- （旅行者の責任）
- 第30条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
- 2 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方が契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
- 第8章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）
- （弁済業務保証金）
- 第31条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区有明4丁目2番19号有明シティビル）の保証社員になっております。
- 2 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から、1,000円に達するまで弁済を受けることができます。
- 3 当社は、旅行業法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分組金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

別表第1 取消料（第16条第1項関係）

区 分		取 消 料
(1) 次項以外の募集型企画旅行契約		
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日曜日旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内	
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内	
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内	
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内	
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	
(2) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。	

備考(1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。
(2) 本章の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

区 分		取 消 料
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）		
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内	
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内	
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内	
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	
(2) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内	
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内	
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内	
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	
(3) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。	

注「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。
(2) 本章の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

別表第2 変更補償金（第29条第1項関係）

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金への変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。）	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数発生した場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。
- 注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

神奈中観光株式会社

標準旅行業約款（受注型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総則

（運用範囲）

- 第1条 当社は旅行者と間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによりします。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によりします。
- 第2条 当社は法令に反せずかつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- （用語の定義）
- 第3条 この約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 第4条 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 第5条 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員と間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該受注型企画旅行契約の旅行代金等を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。
- 第6条 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- （旅行契約の内容）
- 第7条 当社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- （手配代行者）
- 第8条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の締結

（企画書面の交付）

- 第9条 当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。
- 第10条 当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することがあります。
- （契約の申込み）
- 第11条 前条第1項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 第12条 前条第1項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録その他の事項を当社に通知しなければなりません。
- 第13条 第1項の申込金は、旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。）又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- 第14条 受注型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社が可能な範囲内でこれに応じます。
- 第15条 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。
- （契約締結の拒否）
- 第16条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- （1）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき
- （2）通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所持するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき
- （3）旅行者が、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総合屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき
- （4）旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
- （5）旅行者が、風説を流布し、虚言を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
- （6）その他当社の業務上の都合があるとき
- （契約の成立時期）
- 第17条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第6条第1項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- （通信契約）
- 第18条 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。
- （契約書面の交付）
- 第19条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。
- 第20条 当社は、第5条第1項の企画書面において企画料金の金額を明示した場合は、当該金額を前項の契約書面において明示します。
- 第21条 当社が受注型企画旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、第1項の契約書面に記載するところによりします。
- （確定書面）
- 第22条 前条第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び旅行計画上の重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。
- 第23条 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切なこれに回答します。
- 第24条 第1項の確定書面を交付した場合は、前条第3項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。
- （情報通信の技術を利用する方法）
- 第25条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、企画書面、受注型企画旅行契約を締結しようとする旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 第26条 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を開覧したことを確認します。
- （旅行代金）
- 第27条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければならないとします。
- 第28条 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の振票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第3章 契約の変更

（契約内容の変更）

- 第29条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- 第30条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の都合し得ない事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者があらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
- （旅行代金の額の変更）
- 第31条 受注型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済格差の変化等により、受注型企画旅行の企画書面の交付の時に明示した時点で有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。
- 第32条 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に旅行者にその旨を通知します。
- 第33条 当社は、第1項の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少分だけ旅行代金を減額します。
- 第34条 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにもその提供を受けなければならない旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことに伴う場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することができます。
- 第35条 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。
- （旅行者の交替）
- 第36条 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
- 第37条 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手配料とともに、当社に提出しなければなりません。
- 第38条 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第4章 契約の解除

（旅行者の解除権）

- 第39条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合においては、当社は、提携会社のカードにより所定の振票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。
- 第40条 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することができます。
- （1）当社によって契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が別表第2上欄（左欄）に掲げるものその他の重要なものであると認められるとき
- （2）第13条第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき
- （3）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき
- （4）当社が旅行者に対し、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき

- （5）当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき
- 第41条 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行日程に従った旅行を実施することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することによって生じた部分の契約を解除することができます。
- 第42条 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
- （当社の解除権等—旅行開始前の解除）
- 第43条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することができます。
- （1）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に附えられないと認められるとき
- （2）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき
- （3）旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- （4）スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれ極めて大きいとき
- （5）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の都合し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき
- （6）通信契約を締結した場合であって、旅行者の所持するクレジットカードが有効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき
- （7）旅行者が第7条第3号から第5号までのいずれかに該当することが判明したとき
- 第44条 旅行者が第12条第1項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければならないとします。
- （当社の解除権—旅行開始後の解除）
- 第45条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、受注型企画旅行契約の一部を解除することができます。
- （1）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき
- （2）旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行者の安全かつ円滑な実施を妨げるとき
- （3）旅行者が第7条第3号から第5号までのいずれかに該当することが判明したとき
- （4）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の都合し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき

- 第46条 前条の規定に基づいて受注型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- 第47条 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
- （旅行代金の払戻し）
- 第48条 当社は、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合は前3条の規定により受注型企画旅行契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対して当該金額を払い戻します。
- 第49条 当社は、旅行者が通信契約を締結した場合であって、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前3条の規定により通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。
- 第50条 前2項の規定は第28条又は第31条第1項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することにおけるものではありません。
- （契約解除後の帰属手配）
- 第51条 当社は、第18条第1項第1号又は第4号の規定によって旅行開始後に受注型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に居るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
- 第52条 前項の場合において、出発地に居るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

第5章 団体・グループ契約

（団体・グループ契約）

- 第53条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ受注型企画旅行契約の締結については、本条の規定を適用します。
- （契約責任者）
- 第54条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「締結者」といいます。）の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第26条第1項の業務は、当該契約責任者との間でを行います。
- 第55条 契約責任者は、当社が定める範囲内に、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 第56条 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものでもありません。
- 第57条 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- （契約解除の特則）
- 第58条 当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、第6条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者とその旨を記載した書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

第6章 旅程管理

（旅程管理）

- 第59条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対して次に掲げる義務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- （1）旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができなくなればと認められるときは、受注型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること
- （2）前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずともなるよう努めると。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の代替サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めると。等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
- （当社の指示）
- 第60条 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければならないとします。
- （添乗員等の業務）
- 第61条 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を必要と認めるときは、旅行者の安全かつ円滑な実施のために旅行に付随して当社が必要とする業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- 第62条 前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。
- （乗客保護）
- 第63条 当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。

第7章 責任

（当社の責任）

- 第64条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて損害を代弁させるとき（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当該旅行者に対して通知があったときには限りません。
- 第65条 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の都合し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 第66条 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に旅行者に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- （特別補償）
- 第67条 当社は、前条第1項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別表特別補償規程で定めるところにより、旅行者が受注型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- 第68条 前項の損害について当社が前条第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- 第69条 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第1項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ補給するものとします。
- 第70条 当社の受注型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する乗客型企画旅行については、受注型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- （旅程保証）
- 第71条 当社は、別表第2上欄（左欄）に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことに伴うものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に別表下欄（右欄）に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行者終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第28条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- （1）次に掲げる事由による変更
- イ 天災地変
- ロ 戦乱
- ハ 暴動
- ニ 官公署の命令
- ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ト 旅行参加者の生命又は身体を安全確保のために必要な措置
- （2）第13条第1項の規定に基づいて受注型企画旅行契約が変更されたときの当該変更された部分及び第16条から第18条までの規定に基づいて受注型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

- 第72条 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1受注型企画旅行につき旅行代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者1名に対して1受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- 第73条 当社が第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更について当社に第28条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければならないとします。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- （旅行者の責任）
- 第74条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
- 第75条 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。
- 第76条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないとします。

第8章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

- （弁済業務保証金）
- 第77条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区浜坂4丁目2番19号赤坂シヤースタートビル）の保証社員となっております。
- 第78条 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から1,000万円に達するまで弁済を受けることができます。
- 第79条 当社は、旅行業法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分指金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

別表第1 取消料（第16条第1項関係）

1 国内旅行に係る取消料		取 消 料
区 分		
(1) 次項以外の受注型企画旅行契約		
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
	旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
	旅行開始当日に解除する場合（ハに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
	旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約		当該船舶に係る取消料の規定によりします。
備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。		

2 海外旅行に係る取消料		取 消 料
区 分		
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）		
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
	旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
	旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の60%以内
	旅行開始当日に解除する場合（ハに掲げる場合を除く。）	旅行代金の100%以内
	旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約		
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
	旅行開始日の前日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内
	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降に解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
	旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(3) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約		当該船舶に係る取消料の規定によりします。
備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。		

別表第2 変更補償金（第30条第1項関係）

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

- 注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

神奈中観光株式会社

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除きます。）をいいます。

4 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第16条第2項又は第5項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（手配債務の終了）

第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、演員、休業、条件不適合等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければならない。通信契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

（手配代行者）

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

（契約締結の拒否）

第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。(1) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。(2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。(3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。(4) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。(5) その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとしてします。2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとしてします。

（契約成立の特則）

第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

（乗車券及び宿泊券の特則）

第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとしてします。

（契約書面）

第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

（情報通信の技術を利用する方法）

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限りす。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に関する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手数料金を支払わなければならない。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとしてします。

（旅行者による任意解除）

第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払うべき費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければならない。2 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

（旅行者の責に帰すべき事由による解除）

第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。(1) 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。(2) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

(3) 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取扱料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければならない。2 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第15条 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わ

なければならない。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとしてします。5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならない。

（旅行代金の精算）

第17条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべき及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金として既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。

2 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならない。

3 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第5章 団体・グループ手配

（団体・グループ手配）

第18条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

第19条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成員」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱い及び第22条第1項の業務は、当該契約責任者との間でを行います。

2 契約責任者は、当社が定める期日までに、構成員の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。

3 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

（契約成立の特則）

第20条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。

2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとしてします。

（構成者の変更）

第21条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に関する費用は、構成者に帰属するものとしてします。

（添乗サービス）

第22条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から20時までとします。4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならない。

第6章 責任

（当社の責任）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

（旅行者の責任）

第24条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならない。

第7章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

（弁済業務保証金）

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂シェス・スライストビル）の保証社員となっております。

2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から円に達するまで弁済を受けることができます。

3 当社は、旅行業法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分組金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託していません。

標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（渡航手続代行契約を締結する旅行者）

第2条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受託型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社が受託している他の旅行業者の募集型企画旅行について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。

（渡航手続代行契約の定義）

第3条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを引き受ける契約をいいます。(1) 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続(2) 出入国手続書類の作成(3) その他前各号に関連する業務

（契約の成立）

第4条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。

2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとしてします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとしてします。

4 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。(1) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(2) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。(3) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) その他当社の業務上の都合があるとき。

5 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約により引き受けた代行業務（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その收受の方法、当社の責任その他の必要な事項を記載した書面を交付します。

6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限りす。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（受託業務）

第5条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたします。

（旅行者の義務）

第6条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

2 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

3 当社が、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在外公館その他の者に、手数料、査証料、委託料その他の料金（以下「査証料等」といいます。）を支払わなければならないときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該査証料等を支払わなければならない。

4 受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用が生じたときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければならない。

（契約の解除）

第7条 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することがあります。

(1) 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。(2) 当社が、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めたとき。(3) 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わないとき。(4) 旅行者が第4条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明したとき。(5) 第3条第1号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できないおそれが極めて大きいと当社が認めたとき。

3 前2項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査証料等及び前条第四項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（当社の責任）

第8条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等の取得ができず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

標準旅行業約款（旅行相談契約）

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（旅行相談契約の定義）

第2条 この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料金」といいます。）を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。

(1) 旅行者が旅行の計画を作成するために必要な助言(2) 旅行の計画の作成(3) 旅行に必要な経費の見積り(4) 旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供(5) その他旅行に必要な助言及び情報提供

（契約の成立）

第3条 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。

2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとしてします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとしてします。

4 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。(1) 旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき。

(2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。(3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。(5) その他当社の業務上の都合があるとき。

（相談料金）

第4条 当社が第2条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければならない。

（契約の解除）

第5条 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することがあります。

（当社の責任）

第6条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。したがって、演員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をする契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

神奈中観光株式会社

国内募集型企画旅行条件書

★お申し込みの際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。

1、本旅行条件書の意義—本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2、募集型企画旅行契約—(1)この旅行は、神奈中観光株式会社（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。（2）旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含みます。（以下「最終旅行日程表」といいます。）

3、旅行のお申込みと契約の成立—(1)①当社②下記「販売店」欄記載の受託旅行業者（以下①②併せて「当社ら」といいます）にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。（2）当社らは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日から当社らの指定する日までに申込金の支払が必要です。期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。

4、お申込条件—旅行参加に際し特別な配慮を必要とする方は、予約お申込みの際にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。

5、旅行代金に含まれるもの—(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコミクス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等）及び消費税等諸税。（2）添乗員が同行するコースにおける添乗員経費（3）その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

6、旅行代金に含まれないもの—前項の(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1)超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）（2）空港施設使用料（3）クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。（4）ご希望者のみ参加されるオプション料金（5）運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)但し旅行代金に含めた場合を除く（6）自宅から発着地までの交通費・宿泊費

7、旅行契約内容の変更—当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

8、旅行代金の額の変更—当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

9、お客様の交替—お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。

10、取消料—(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは 1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。（2）旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。（3）お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

国内旅行に係る取消料

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して 21 日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して 20 日前まで (日帰り旅行にあては 10 日目)	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算して 7 日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

11、旅行開始前の解除

(1)お客様の解除権

①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。

②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なし

で旅行契約を解除することができます。

a、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 15 項に掲げるものその他の重要なものである場合に限り。 b、第 8 項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。 c、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。 d、当社らがお客様に対し、第 2 項に記載の最終旅行日程表がある場合で同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。 e、当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(2)当社の解除権

①お客様が期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

a、お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。 b、お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。 c、お客様が池のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。 d、お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。 e、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13 日目に当たる日より前（日帰り旅行は 3 日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。 f、天候を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。 g、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払戻いたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻いたします。

12、当社の責任—(1)当社は当社又は当社が手配を代行させた者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。（2）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合には損害を賠償する責任は負いません。

(3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人様につき15万円(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

13、特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。ただし現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カード)を含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コタ外レブ等)の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。(2)当社が前項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部または全部に充当します。(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハグライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。

14、お客様の責任 お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社の損害に賠償しなくてはなりません。またお客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

15、旅程保証 当社は、当社約款の規定により次に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除きます)が生じた場合は旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。この場合当社はおお客様の同意を得て変更の支払いに替え同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。尚、当社が旅行者1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額は15%を上限とします。又、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるときは変更補償金は支払いません。

16、国内旅行保険への加入について 一ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

17、個人情報の取扱い 一当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

18、募集型企画旅行約款について 一この条件書に定めのない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行の部)によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

19、旅行条件・旅行代金の基準 一本旅行条件の基準日は2020年11月1日となります。旅行代金算出の基準日は、各バリエーションごとに記載しています。

旅行企画・実施 神奈中観光株式会社

登録番号 神奈川県知事登録 旅行業 第2種2号

〒194-0004 東京都阿田市鶴間7-6-22

総合旅行業務取扱管理者 松西 孝泰